

電気事業における特定商取引法に基づく表記

1. 小売電気事業者

- a. 事業者 アイエスジー株式会社（登録番号 A-0622）
- b. 代表者 石井 誠一
- c. 住所 〒273-0047 千葉県船橋市藤原 3-16-17
- d. 問合せ先 アイエスジー株式会社 カスタマーサービス課 Tel : 0120-659-705
営業日：受付時間：月曜日～金曜日 10時00分～17時00分

2. 販売条件

- a. 商品・役務の種類 電気の供給（ご契約内容は別途通知する「重要事項説明書」をご参照ください）
- b. 販売価格 ご契約プラン毎に設定します（詳細は「電気供給約款」をご参照ください）
- c. 支払時期 弊社が所定の Web サイトの掲載により請求を行った月の 27 日までにお支払いいただきます。なお請求は前月の検針/計量日から当月の検針/計量日までを 1 か月分として行います。
- d. 支払方法 原則として口座振替およびクレジットカード払いとします。ただし、一般送配電事業者に対するお客様の責任としてご負担いただく費用等は、その都度所定の方法によりお支払いいただきます。
- e. 役務の提供時期 弊社がお客様の電気需給契約の申込みを受諾したときには、一般送配電事業者と調整の上、供給準備その他の必要な手続きを経た後、速やかに電気を供給いたします。
- f. その他の負担 供給開始に伴う工事費等または契約変更や設備の位置変更など、お客様の都合に伴う工事費等について、弊社が一般送配電事業者から負担を求められた場合には、お客様にその費用をご負担いただくことがございます。
- g. 解約方法 原則として、解約の 15 日前までに上記連絡先または Web サイトを通じてお申出ください。なお、解約による違約金の発生はございません。

3. その他注意事項

- a. 電気という商品の性質上、返品はできません。
- b. 一般送配電事業者が非常変災その他の理由により電気の供給を停止した場合には、弊社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- c. 電気需給契約の詳細については、「電気供給約款」等をご参照ください。
- d. クーリング・オフによるお申込みの撤回またはご契約の解除を希望されるお客様は、本書面の受領日（本書面の受領日以前にお申込み内容を確認する書面を受領した場合は当該受領日）より 8 日を経過するまでに書面でお申出いただくことによりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- e. 小売電気事業者または訪問・電話勧誘販売事業者が、特定商取引法第 6 条及び第 21 条の規定に違反してお申込みの撤回または解除に関する事項につき不実の告知をした場合、または故意に事実を告げなかった場合、及びお申込みの撤回または解除を妨げるため威迫した場合においても、お客様は本書面の受領日より 8 日を経過するまでに書面でお申出いただくことによりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- f. クーリング・オフによるお申込みの撤回またはご契約の解除をされたお客様に対し、小売電気事業者または訪問・電話勧誘販売事業者は当該お申込みの撤回またはご契約の解除に伴う損害賠償または違約金の請求をいたしません。また、既に電気をご使用の場合においても、当該使用にかかる利益相当額の金額の請求をいたしません。
- g. クーリング・オフによるお申込みの撤回またはご契約の解除に際し、電気の供給に伴いお客様等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客様等は小売電気事業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- h. クーリング・オフによるお申込みの撤回またはご契約の解除に際し、既にお客様が商品の代金を支払われているときは、小売電気事業者はお客様に速やかにその金額を返金いたします。